

6年生保護者の皆様へ

八尾市教育委員会

中学校給食での食物アレルギー等の対応について

平素より、本市の教育行政にご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

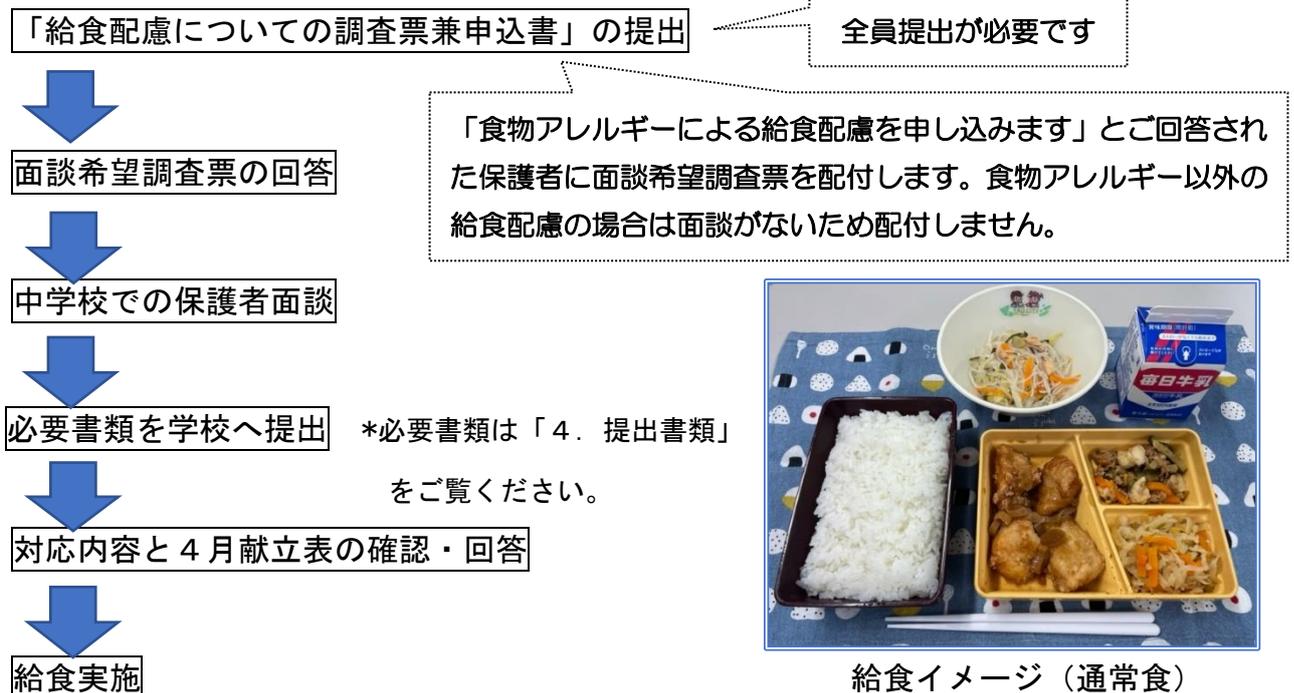
学校給食は、子どもたちの健全な発育や健康保持・食育推進等を図るため、多くの食品をバランスよく組み合わせて必要な栄養摂取ができる内容で実施しています。

本市中学校給食における食物アレルギーの対応は、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」に基づき、医師の診断による書類の提出のもと、家庭でも原因食品に対する食事療法等を行っている場合に、給食の食物アレルギー対応を行います。

学校給食では大量の食材を調理・配送・配膳し、安全・確実性を最優先にアレルギー対応を実施していく必要があります。このため、個々のアレルギー物質・摂取限界量に応じた対応ではなく、教育委員会で指定する7品目（卵・乳・えび・いか・たこ・かに・貝）を全て除去したアレルギー対応食〔以下、対応食〕を毎日提供します。7品目以外にアレルギーがある場合、該当食品の使用状況をお知らせしますので、献立をご確認のうえ弁当持参等のご対応をお願いいたします。

以上のことをご理解いただき、食物アレルギーの給食対応を必要とされる場合には、下記のとおりお手続きください。既定の書類をご提出いただき、教育委員会及び学校が医師の指示について伺いたうえで、対応内容を決定いたします。

1. 食物アレルギーの対応手続きについて



2.食物アレルギー等の給食対応について

中学校給食について

- そば・生の卵・マヨネーズ(卵使用)・あわび・いくらを使用しません。
- 種実類(ナッツ類)はアーモンド・栗・ごま・カカオのみ給食で使用します。ピーナッツ・くるみ・カシューナッツ等は 使用しません。
- みかん類以外の野菜・果物類を生で提供することはありません(りんご・もも・キウイ・トマトなどを生で食べた時のみ口腔咽頭に症状がでる場合は、給食配慮の申込みは不要です)。
- 学校給食は混入のないように十分配慮して調理を行っていますが、ごく微量混入(コンタミネーション)を完全に排除できません。
- 食物アレルギーの原因食品に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料や添加物等については除去いたしません。

2-1. 教育委員会が指定する7品目(卵・乳・えび・いか・たこ・かに・貝)にアレルギーがある場合

通常食の代わりに7品目全てを除去した対応食を毎日提供します。

- ・毎日、通常食と色の違うランチボックスで提供します。汁物・冷菜は個別の保温ポットで提供します。
- ・対応食は、除去すると1品減る場合や栄養価が著しく下がる場合は、代替食品を使用します。
- ・対応食を申し込まれた場合、毎日、対応食を提供しますので、対応食用の献立表を配付します。
- ・乳アレルギーがある場合、牛乳の提供はしません(牛乳代は減額します)。

<対応食の例> 下線の付いたアレルギー物質が除去対象

通常食		➡	対応食	
献立	アレルギー物質		対応食の例	アレルギー物質
うずら卵の中華煮	<u>卵</u> ・豚・麦・豆		<u>うずら卵を除去した中華煮</u>	豚・麦・豆
えびしゅうまい	<u>えび</u> ・麦・豆		<u>ポークしゅうまい</u>	豚・麦・豆
小松菜の炒め物	豚・麦・豆		(変更なし)	豚・麦・豆
ミルクプリン	<u>乳</u>		<u>豆乳プリン</u>	豆

2-2. 除去対象7品目以外にアレルギーの原因食品がある場合

事前にお渡しする対象生徒ごとに作成した献立表で、アレルギーのある食品使用状況をお知らせします。

- ・学校生活管理指導表に記載のある原因食品について、給食で使用する場合、個別の献立表でお知らせします。
- ・原因食品が含まれるおかずは提供しません。ランチボックスは大・中・小の枠に区切られていますが、互いに混ざる可能性があるため、原因食品を1品でも使用している場合はランチボックスのおかず全てを提供いたしません。
 - ⇒提供されないおかずの代わりに家庭からおかずを持ってきていただくことは可能ですが、提供されないおかず分の給食費の減額はありません。
 - ⇒該当日の給食(主食・牛乳・副食)全てを中止し、家庭から弁当を持ってくることも可能です。この場合、当該日の給食を中止する旨を指定の期日までに必ず学校に伝えてください。中止した給食分については、学年最後の給食費徴収時に減額対応いたします。*(無償化の期間は減額なし)
- ・給食の一部を食べる場合や、連絡がなく弁当を持参された場合の給食費の減額はありません。
- ・7品目にアレルギーがない場合は、通常食を提供のうえ対応します。

2-3. 重篤なアレルギーがある場合

通常食や対応食の提供はできません。お弁当を持参してください。

- ・以下に該当する重篤なアレルギーがある等の理由で、対応食を含む給食での対応が困難な場合は、毎日弁当を持参してください。
 - 調味料・だし・添加物の除去が必要な場合
 - 食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず、特定原材料が意図せず最終品に混入する場合に表示される欄外表記にも注意が必要な場合
(欄外表記例)「本品製造工場では、小麦・卵・乳を含む製品を製造しております。」
「本製品で使用しているちりめんは、えび・かきが混ざる漁法で採取しています。」
 - 食器や調理器具の共用ができない場合(個人専用の食器や調理器具が必要な場合)
- ・油の共用ができない場合
- ・アレルギーの原因食品の使用頻度が高く、ほとんど給食を食べられない。

3. 食物アレルギー以外の給食配慮について

食物アレルギーではないが、給食での配慮が必要な場合は医師の診断が必要です。

- ・例えば、乳糖不耐症により飲用牛乳のみ中止する場合は、医師の診断書(写し)を提出してください。その場合、牛乳代金を引いた給食費となります。
- ・医師の診断根拠がない場合は、牛乳なしの選択はできません。

4. 提出書類

- ① 給食配慮についての調査票兼申込書
 - ② 学校生活管理指導表(食物アレルギー)
 - ③ 配慮の根拠が明記された医師の診断書写し(食物アレルギー以外)
- *その他、面談が必要な保護者には面談希望表をお渡しします

※①のご提出は11月11日(月)までに小学校へお願いします。(全員ご提出ください。)

※給食での配慮が必要な食物アレルギーがある場合、面談を中学校で12月中旬～1月に行います。

面談希望調査票を11月下旬にお渡ししますので、ご回答ください。面談日決定のお知らせは12月上旬にお渡しします。

※②について、小学校に提出されている②の写しを小学校から共有させていただき、面談を行います。

新年度用の②は面談時に用紙をお渡しいたしますので、2月中に小学校へご提出ください。

※食物アレルギー以外の場合は面談を行いません。③は2月中に提出してください。

※提出書類が間に合わない場合は、面談時等にご相談ください。

5. 留意事項

※ 給食配慮については毎年度、関係書類の提出が必要です。

※ 文書料や検査料が発生する場合は保護者負担となります。

(アレルギー疾患の場合の文書料は保険適用です。ただし、学校医の場合は文書料が必要です。)

※ 給食費は月額5,200円、牛乳なしは4,200円、牛乳のみは1,000円です。

※ 食物アレルギーに関してご不明な点については、右記にお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

八尾市教育委員会事務局 学務給食課
学校給食係 TEL: 072-924-9373